

正 誤

昭和49年12月24日付け岩手県報第7380号登載都市計画区域の指定（昭和49年岩手県告示第1774号）

誤	正
2 都市計画区域に含まれる土地の区域 和賀郡東和町北小山田、外谷地、前田、北川目、南川目、上小山田第18地割、第20地割及び第21地割、百沢、土沢、東晴山第1地割、第2地割、第3地割、第5地割、第6地割、第7地割、第8地割、第9地割、第10地割、第11地割、第12地割、第13地割、第14地割、第15地割、字入田前、字下畑前及び字十文字、谷内、砂子、毒沢、田瀬、小友、鷹巣堂、館迫、晴山館迫、町井、落合、小通、南成島、北成島並びに安俵並びに各地先公有水面	2 都市計画区域に含まれる土地の区域 和賀郡東和町北小山田、外谷地、前田、北川目、南川目、上小山田第18地割、第20地割及び第21地割、百沢、土沢、東晴山第1地割、第2地割、第3地割、第4地割の一部、第5地割、第6地割、第7地割、第8地割、第9地割、第10地割、第11地割、第12地割、第13地割、第14地割、第15地割、字入田前、字下畑前及び字十文字、谷内、砂子、毒沢、田瀬、小友、鷹巣堂、館迫、晴山館迫、町井、落合、小通、南成島、北成島並びに安俵並びに各地先公有水面